

凍結物 保存延長申請・同意書

- ① 凍結物の保存期限は凍結した日の 1年後の月末日 となります。
保存期限が経過後、1カ月以内 にご来院いただき、次回移植の治療計画が立てられる方は保険にて更新が可能です。※この治療計画とは治療計画作成から 3カ月以内 に移植が可能であること。治療計画が立てられない方は自費の更新になります。
- ② 更新手続は保険の更新は窓口のみ（診察あり）、自費の更新は窓口又は郵送で受け付けます。
- ③ 保存期限から 12カ月経過し、治療計画が立てられない場合、もしくは自費での更新がされない場合、お預かりしている受精卵・卵子・精子を廃棄いたします。
- ④ 住所・氏名・電話番号・メールアドレス、その他の連絡先を変更された場合には、すみやかに当院へご連絡ください。ご連絡がない場合、当院が発送した通知類は、発送日から1週間を経過したときに、お手元に届いたものとみなします。
- ⑤ 廃棄を希望される場合は、凍結受精卵（胚）・卵子・精子 廃棄申請・同意書の提出が必要です。
- ⑥ ご夫婦の離婚・配偶者の死亡・女性の生殖年齢を超えた場合（当院の基準は50歳です）は廃棄となります。

以下 患者様記入欄

凍結【 受精卵 卵子 精子 】の保存延長について

↑ 受精卵・卵子・精子のいずれか一箇所に 必ず実線で 困ってください

現在保管している _____ 年 _____ 月末日期限の凍結物の保存延長を希望します。

医療法人社団 雙葉会 はなおかIVFクリニック品川
院長 花岡 嘉奈子 殿

夫婦ともに上記について十分に理解し、納得し、同意致しましたので、
下記の如く署名します。

同意日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

本人（妻） 診察券番号 _____ 氏名： _____ （自筆）

住所：〒 _____

配偶者（夫） 診察券番号 _____ 氏名： _____ （自筆）

住所：〒 _____ （同上でも可）

署名について：必ずそれぞれご本人が自筆で署名をお願い致します。
ご本人以外の方が本人の了承なく署名すると有印私文書偽造として刑事罰をうけることがあります